田所氏

天湯津彦命＝安芸津彦命―天湯津彦命五世孫・阿岐国造・飽速玉命

○飽速玉命……900±佐伯 資隆 佐西四度使時代不詳（文永三・二・一出火のため代々の国宣、年々の御免状等焼失）（弘安十一・五漸く朝廷の承認を得たりと）

佐伯郡三宅村の田所屋敷より国府府中に赴任

―930± 佐伯 資遠 佐西四度使（依先例、姓平また佐伯相伝、三宅氏は佐西四度使にて佐伯郡三宅村に住せし関係あり。田所は後に田務職の故なりという）

佐伯郡三宅村の田所屋敷より国府府中に赴任

―955± 佐伯 資俊 佐西四度使

佐伯郡三宅村の田所屋敷より国府府中に赴任

―資平 三宅氏

文永三年二月一日周防国国廳寺預け置く重代の書類を火災で焼失。弘安一一年五月日。然りと言えども、知行に相違なしの旨の訴え譲状の旨に任せ、弘安一一年五月日免状、賜り、その免状あり。府中町史一九六頁

―親俊 保井田氏

―980頃～1064 三善 信職 のぶもと 田所総大判官代（康平七・二・一相続）

田所惣大判官代の誤り

延久四年頃国廳神社 槻瀬明神創建か

―（不明）―1091 三善・藤原 兼信 大帳所惣大判官代田所執事（寛治五・四・一〇相続）

田所惣大判官代 寛治五年四月一〇日相続

―1122 藤原 経兼 田所文書執行職、田所執事兄部職（保安三・一二・九相続）

田所惣大判官代

このこうべしき

―1135 藤原・平 兼守 田所総大判官代 保延元・七・五相続） 田所兄部職

田所惣大判官代の誤り

このこうべしき

―1155 佐伯 惟兼 田所総大判官代 久寿二・一〇・一四相続 田所執事職

田所惣大判官代の誤り

―1156 佐伯・平 則兼 田所惣大判官（保元元・三・一〇田所書生職の庁宣）

―1167 藤原 為兼 田所惣大判官代・下総権守（仁安二、正田所文書所庁宣）

仁安三年正月 田所文書職 庁宣 の誤り

―1190 1198 知家

―平 兼資 祖父 田所惣大判官権介、大判官代 建久元・十二・二六田所書生職

―平 資家 田所惣判官新代大夫 1206（建永元年相続）

―1198 平 俊兼 大帳職 継兄資家後

建久九年十一月六日相続

『田所累系』で確認

―1227 平 遠兼 田所惣判官代左近将監（安貞元・八・一〇相続）

―兼直 上山氏

―平 高資 田所惣判官代河窪尉左衛門尉（正元元・六・二〇相続）

田所惣判官代新左衛門尉の誤り

―1266 平 資俊 田所惣判官代、河窪新左衛門尉（正応二・正・一五相続）

文永三年相続の誤り

争論ありで周防国國衙寺に預け置く、同所出火にて、代々の書類消失す。『田所累系』による

田所総判官代石井新左衛門尉

―源 1289 資賢 田所惣大判官代、石井左衛門尉（嘉元二相続）

正応二年正月一五日相続の誤り

―平 1303 1335 信兼 田所総判官代石井次郎左衛門尉（平）（嘉元二年、田所執事職譲受庁宣あり）建武元、七、一二又知行不ㇾ可ㇾ有二相違一云々の庁宣あり）

田所惣判官代石井次郎左衛門尉 平

―平 信高 田所総判官代石井新左衛門尉（延元元、五、十八新田義貞より感状を得同六、一、軍を催ぐ同六、三、義貞より安芸国竹仁村地頭職の手書を賜ふ、正平六、一〇、三興良親王より令旨を賜ふ（建武二年相続）

厳島神社奉幣使祭主 田所惣判官代兼務

建武二年 一三三五 田所惣大判官代藤原朝臣新左衛門尉相続

藝藩通志百九三、百九四頁の『拾芥抄』による

―1333 良資 石井六郎 藤髪号定阿

―末忠 石井七郎（船上山より綸旨を得千種中将の下に忠戦、延元元、五、二五楠氏の下に湊川に戦死

父田所惣大判官代新左衛門尉資賢の七男

―圓勝 河内清瀧寺にて遷化

―郷公 今熊野にて死す

―大夫 河内清瀧寺にて死す

貞治五年十月朔日田所惣大判官代太郎左衛門尉相続

至徳四年十月朔日厳島上卿役定勅使祭主に定められる。

―在俊 田所石井兵衛尉（源）（貞治五、一一相続 至徳四、一〇、一厳島上卿役に定められ勅使に補せらるると云ふ）嘉慶元・一〇・一一東寺雑掌申状に名あり

厳島上卿役定勅使祭主

……（不明）……（不明）―1454 三宅 成清 田所左衛門尉（享徳三年相続）

厳島上卿役定勅使祭主

―1470 三宅 重久 田所新左衛門尉（文明二年相続）

厳島上卿役定勅使祭主

―1512 三宅 親資 田所左衛門尉（永正九年相続）

厳島上卿役定勅使祭主

―1531 三宅 胤近 田所左衛門尉、白井氏に仕う（享禄四・一〇・一四相続）

厳島上卿役定勅使祭主

定勅使が白井氏に従うなどあり得ない誤り

―1562 三宅・平 就長 田所左衛門尉（永禄五年相続）

厳島上卿役定勅使祭主

―1571 佐伯 元信 田所豊前守（元亀二年相続）（一代欠落カ）

厳島上卿役定勅使祭主

―1633 元資 田所左衛門大夫（寛永一〇・二相続）

―元貞 左衛門尉 明暦元、二相続

厳島上卿役定勅使祭主

―元親 縫殿介 寛文二、六相続

厳島上卿役定勅使祭主

―俊誉 元正任、伊予守平姓 八幡別宮本願神力院住職 還俗為八幡別宮行事職改名

―正吉 神之丞―正久 神四郎

―光正 雅楽丞―正重 伊予守藤原姓

―正任 越後守―正福 摂津守 以上三代多家神社神主トシテ位階ヲ受ク

―正義 周防守―正維 美濃守

―真都枝 三宅氏

―三宅 胤信 田所新左衛門尉 初め白井、後毛利に仕う

―三宅・源 就世 1603 三宅兵部丞初名忠世永禄一〇、二、五兵部丞に任せられ元就より諱字を賜ふ、雲州合戦の時京の医、半井道三を招き陣中に医学を講す遺書近代まで伝はりしと云ふ、後事によりて輝元を諫め勘気を得府中郷に帰り病死す現に府中村に碑石あり三宅兵部丞藤原就世之墓慶長八年癸卯五月廿四日と刻せり

―就利―就実―就近

―就貞―就信―就利 三宅弥右衛門墓碑に石井五代主とあり―就之 女の墓碑に俗名石井おかんとあり

―就通―就正―就俊―就宣―就吉

―就嗣―就満―就方

―就孝―就居

―就潔―就政

―就勝

以上省略せる処あり
以下不明なる処あり

―元信 左衛門 元禄三年相続

厳島上卿役定勅使祭主

元禄四年六月朔實相続の誤り

―元昌 源主膳 元文四年相続

厳島上卿役定勅使祭主

元文五年二月一日相続

―元久 主膳 安永九、二、四相続

元 の誤り。

厳島上卿役定勅使祭主

安永九年六月朔實相続

―元実 兵庫 天明元、七、一二相続

厳島上卿役定勅使祭主

天明二年三月朔日相続

―元教 主税

厳島上卿役定勅使祭主

文化五年一二月二四日相続

―元俊 伊織 瀬杏坪ト交遊

厳島上卿役定勅使祭主

文政八年五月朔日相続

―元朝 大進

厳島上卿役定勅使祭主

文久四年正月二三日相続

―元顕 進

厳島上卿役定勅使祭主

―元善 竹槌 皇人推称、多家神社々司 明治三、一〇、二六相続 昭和三年十月二五日没

厳島上卿役定勅使祭主

―宏夫 医学生

―恒之輔 田所明神社宮司

元陸上自衛隊レンジャー教官

『藝州府中荘誌』『安芸府中町史（第一巻）』『田所累系』
田所恒之輔氏 ご教示により作成